

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】2
- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】3
  
- ◇ 市選挙管理委員会
- 令和7年1月26日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式【行政委員会事務局選挙課】4
- 令和7年1月26日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用封筒に押すべき印【行政委員会事務局選挙課】6
- 教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】7

北九州市公告第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 1 月 21 日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区下貫二丁目 333 番 1、3333 番 3 から 3333 番 6 まで、3334 番 2 から 3334 番 4 まで、3334 番 8、3341 番 1、3343 番 1、3343 番 2 及び 3344 番 2 から 3344 番 5 まで	北九州市門司区大字今津 113 番地の 1 有限会社大村興産 代表取締役 大村忠彦

北九州市公告第40号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、次のとおり  
公告する。

令和7年1月21日

北九州市長 武内和久

（掲示により別紙省略）

北九州市選挙管理委員会告示第1号

令和7年1月26日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる投票用紙の様式を、次のように定める。

令和7年1月16日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新 上 健 一

1 一般投票用紙

<p>候補者氏名</p>	<p>令和七年 北九州市議会議員一般選挙投票</p> <p><u>注意</u></p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>北九州市 選挙管理 委員会印</p>
--------------	--

備考1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色で印刷する。

2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込むものとする。

## 2 点字投票用紙

<p>候補者氏名</p>	<p>令和七年 (点訳位置) 北九州市議会議員一般選挙投票</p> <p>点字投票</p> <p><u>注意</u></p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>北九州市 選挙管理 委員会印</p>
--------------	---

備考1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色で印刷する。

2 投票用紙に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、朱色で刷り込むものとする。

3 点字投票である旨を朱書で印刷するものとし、上記様式の「(点訳位置)」に「しぎ と一ひょー」と点字するものとする。

北九州市選挙管理委員会告示第2号

令和7年1月26日執行予定の北九州市議会議員一般選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用外封筒、郵便等による不在者投票用外封筒及び特定国外派遣隊員の不在者投票用封筒に押すべき印は、北九州市選挙管理委員会の印とし、刷込みとする。

令和7年1月16日

北九州市選挙管理委員会  
委員長 新 上 健 一

北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和7年1月16日

北九州市選挙管理委員会

委員長 新 上 健 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,402人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万5,017人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万6,104人

小倉北区 4万9,926人

小倉南区 5万7,124人

若松区 2万1,925人

八幡東区 1万7,700人

八幡西区 6万8,416人

戸畑区 1万5,507人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
12万8,350人